

# 令和4年度 第2回 大分市総合教育会議

日時：令和4年8月3日（水）10：00～11：00

場所：本庁舎8階 大会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

（1）学校等における新型コロナウイルス感染症への対応について

（2）中学校における部活動の現状と今後の在り方について

### 3. 閉 会

令和4年度 第2回総合教育会議

8月3日(水) 10:00~  
本庁舎8階 大会議室

市長 教育長

古城(和)委員

古城(一)委員

上杉委員

岡野委員

廣津留委員

記者席

教育部 坪根審議監	教育監	教育部長	企画部長	子どもすこやか 部長	企画部 高橋審議監
学校教育 課長	教育総務 課長	教育部 村上次長	企画部 林審議監	企画部 川野次長	企画課長
体育保健 課長	スポーツ振興 課長	文化振興 課長	保育・幼児 教育課長	子育て支援 課長	学校施設 課長
各課担当	各課担当	各課担当	各課担当	教育センター 所長	人権・同和教育 課長
傍聴席		傍聴席		保健総務 課長	保健予防 課長

入口

## 学校等における新型コロナウイルス感染症への対応について

### (1) 児童生徒及び教職員の感染者の発生状況

#### ①小学校のこれまでの状況【令和4年4月1日(金)～7月29日(金)】

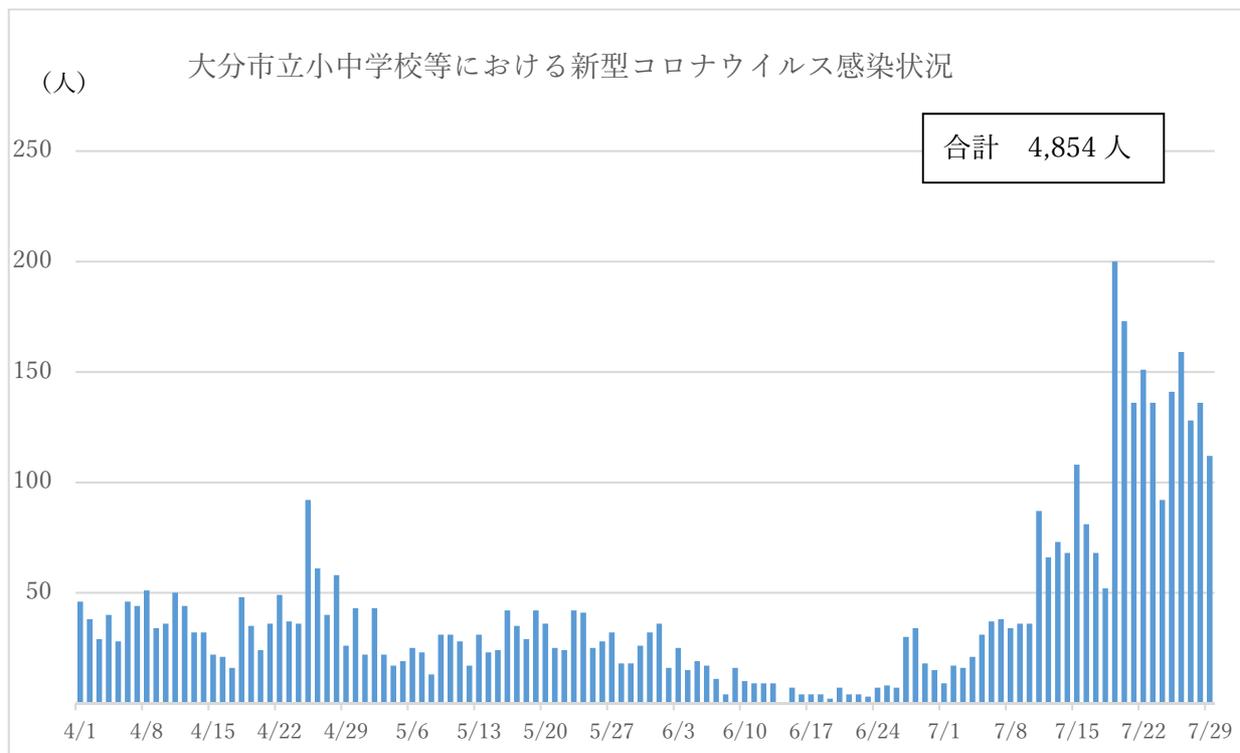
	陽性者数累計	学級閉鎖累計	現在学級閉鎖中(7月29日時点)
児童	3 2 7 0 人	4 1 校 1 6 9 学級	0 校 0 学級
教職員	1 1 4 人		
合 計	3 3 8 4 人		

※義務教育学校については、小学校には前期課程を含むものとする

#### ②中学校のこれまでの状況【令和4年4月1日(金)～7月29日(金)】

	陽性者数累計	学級閉鎖累計	現在学級閉鎖中(7月29日時点)
生徒	1 4 1 7 人	2 0 校 7 3 学級	0 校 0 学級
教職員	5 3 人		
合 計	1 4 7 0 人		

※義務教育学校については、中学校には後期課程を含むものとする



(2) 学校行事等について

行事等	1学期の状況	2学期の予定
修学旅行	実施校なし	9月から12月の間に、小学校は1泊2日で長崎、熊本方面、中学校は2泊3日で京都、奈良、大阪方面に行く予定
運動会 体育大会	小学校6校 中学校23校 義務教育学校1校で実施した。	小学校48校 中学校5校で実施予定
部活動	令和4年7月1日から県外の学校との交流を認める	地域の感染状況等を鑑み、今後の対応について随時検討
その他 学校行事	授業参観及び懇談会については、多くの学校が実施したが、一部の学校においては授業参観のみ又は懇談会のみを実施した。 自然の家等の体験活動については、泊又は日帰りで実施した。	自然の家等の体験活動については、泊又は日帰りで実施予定 小学校の見学遠足については、実施予定 中学校の文化発表会等における合唱については、学校の実情に応じ、感染症対策を講じた上で実施予定

(3) 「大分市立学校新型コロナウイルス感染症対策と教育活動に関するガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」に基づく感染症対策について

①健康観察の徹底

- ・家庭と連携した健康観察を徹底し、児童生徒と同居家族の健康状態を把握する。教職員についても同様とする。
- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底する。レベル2及び3の場合は、同居家族に同様の症状がみられる場合も、登校・出勤を控える。

②換気

- ・密閉回避のため、常時換気し、エアコン使用時においても換気を行う。

③「密接」の場面への対応

- ・身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用する。ただし、体育の授業や夏場の登下校時などマスクの着用が不要な場面においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導する。

#### ④給食等の食事をする場面での感染症対策

- ・机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの感染対策を継続する。  
なお、友達と楽しく食事をする「食育」の観点などを踏まえ、食事中であってもマスクを着用した上での会話は差し支えないこととする。

#### ⑤各教科等

- 「ガイドライン」に基づき適切な感染症対策を行った上で実施する。
  - ・児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
  - ・特に感染リスクの高い教育活動については、実施について慎重に検討する。

### (4) 感染者が判明した場合等の対応について

#### ①基本的方針

- ・同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合に当該学級の学級閉鎖を実施する。

#### ②学級閉鎖について

- ・学級内で1人目の感染者が判明した日を含めて3日以内に、新たに感染者が判明した場合に、当該学級については、感染者の最終登校日の翌日から5日目までを臨時休業（学級閉鎖）とする。  
※感染者の登校状況や学級内の感染状況等により、学級閉鎖とならない場合もある。

### (5) 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別への対応について

学校においては、これまでどおり全教職員の共通理解の下、偏見や差別を許さない学校づくりを進めている。

- ・偏見や差別を起ささないための対応や起きた場合の対応等を記した「学校（園）における新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒及びその家族に対する偏見や差別への対応について」のチェックシートを学校へ送付し、周知徹底を図っている。チェックシートの内容については、「ワクチンの接種」や「学級閉鎖時の対応」、「マスクの着用」に関する項目を加えるなど、状況に応じて随時見直しを行っている。
- ・偏見や差別の解消に向けて、教職員が共通理解の下、チームとなって取り組むことが重要であることから、人権・同和教育課及び人権・同和対策課が適宜、サポートする相談支援体制を整えている。

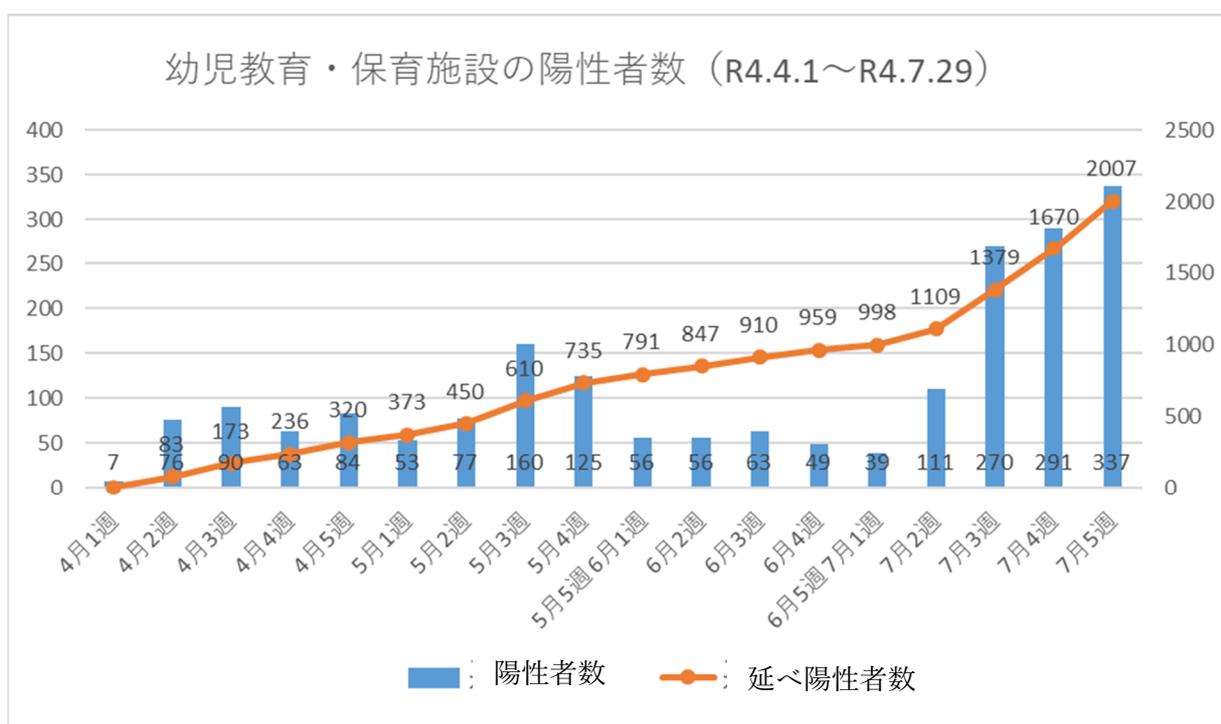
(6) 幼児教育・保育施設の感染者の発生状況

①これまでの状況（令和4年4月1日（金）～7月29日（金））

（子どもすこやか部調べ）

	陽性者数	感染者の発生施設数	臨時休園数	学級閉鎖数
園児	1638人	203施設	2施設	47施設 86学級
保育士等	369人			
合計	2007人			

幼児教育・保育施設数：248施設（私立幼稚園、附属幼稚園、ベビーシッター除く）



### ③就学前児のマスクの着用について

子どものマスク着用については、一律に求めず、施設の感染状況等に合わせた対応を行うことを通知している。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求める場合は、無理強いすることにならないよう、子ども一人ひとりの発達の状況や体調等を踏まえるとともに、熱中症予防を十分に行う中で対応することについても、併せて通知している。

### (7) 放課後児童クラブの感染者の発生状況

これまでの状況（令和4年4月1日（金）～7月29日（金））

（子どもすこやか部調べ）

	陽性者数	感染者の 発生施設数	臨時休所数 (7月29日時点)
児 童	480人	68施設	0施設
指導員	3人		
合 計	483人		

放課後児童クラブ数：70施設

（児童育成クラブ54クラブ、民間放課後児童クラブ16クラブ）

## 1 部活動の現状

### (1) 部活動の意義と位置付け (中学校学習指導要領)

中学校学習指導要領(2017年3月改訂、2021年度全面実施) – 抜粋 –

#### 第1章 総則

##### 第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等  
 ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する**ものであり、**学校教育の一環**として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30 スポーツ庁) (抄)

- 学校の運動部活動は、…**体力や技能の向上**を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との**好ましい人間関係の構築**を図ったり、**学習意欲の向上**や**自己肯定感、責任感、連帯感の涵養**に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

### (2) 大分市立中学校部活動ガイドライン (平成30年12月)

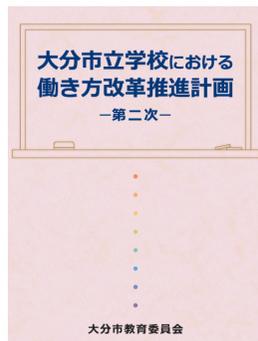
「教育的意義の高い部活動を生徒にとって望ましい実施環境とする」という観点に立ち、国のガイドライン及び県の方針に則り、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定。

#### 休養日と活動時間の設定

学期中休養日は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすること。  
 ただし、週末に大会等で活動した場合は他の日に振替え、休養日を確保すること。  
 活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。

### (3) 大分市立学校における働き方改革推進計画

- ① 学校徴収金の徴収・管理の効率化
- ② 学校運営協議会等による学校運営の支援
- ③ 登下校の見守り及び夜間や休日の見守り(補導)の在り方の見直し
- ④ **部活動の在り方の見直し**
- ⑤ 教職員研修の見直し
- ⑥ 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理
- ⑦ 勤務時間外の電話対応の見直し
- ⑧ スクールサポートスタッフの活用
- ⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に係る体制整備
- ⑩ 調査・依頼事項等の精査・精選
- ⑪ 校務支援システム等による業務の電子化による効率化
- ⑫ 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定による働き方の見直し
- ⑬ 学校・保護者等間における連絡手段の電子化
- ⑭ 学校施設の使用許可に係る事務の見直し



令和3年2月策定

## 2 大分市の取組

### (1) 外部指導者と部活動指導員

項目	外部指導者	部活動指導員
法的立場	法律上の規定なし	大分市会計年度任用職員
職務	顧問等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として補助的に技術的な指導を行う。	部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、大会や練習試合等への引率及び監督を行う。
単独指導	不可	可能
単独引率	(市総体 市新人大会) 可能 (県総体 九州・全国大会) 不可	可能
賃金等	謝礼金(任意) 年間45,800円	賃金 時給1,159円 月32時間以内、年間336時間以内
研修	義務(1回以上)	義務(2回以上)

### (2) 大分市立中学校運動部活動外部指導者人材バンクの設置 (平成27年度～)

- 目的 専門的な技術・指導力を備えた地域のスポーツ経験者を外部指導者として活用することにより、生徒の多様なニーズに応え、運動部活動の実施体制の整備を図る。
- 対象 大分市立中学校の外部指導者として、学校教育活動に協力する者。
- 登録 校長または競技団体長の推薦を受け登録する。
- 登録期間 3年
- 登録者数 (R4:5月1日現在)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録者数	53人	189人	179人	209人	219人	204人	206人	249人
学校活用数	45人	187人	172人	202人	207人	197人	195人	194人

#### ○令和4年度登録者競技別内訳

陸上7	体操18	新体操14	水泳12	バレーボール20	バスケットボール13	サッカー12
軟式野球14	ソフトボール1	柔道16	剣道20	ソフトテニス21	卓球15	バドミントン24
ハンドボール14	空手道14	テニス12	フィギュアスケート2			

# 中学校における部活動の現状と今後の在り方について

## (3) 部活動指導員の配置 (平成30年度～ 運動部・文化部)

○目的 部活動指導員による単独指導と大会等への単独引率により、部活動の指導体制の充実及び教員の部活動指導における負担軽減を図る。

○任用 指導する競技に係る専門的な知識・技能と学校教育に関する十分な理解を有し、校長の推薦をうけたもののうちから選考の上任用する。

○指導者数と令和4年度部活動別内訳 (R4: 5月1日現在)

	H30	R1	R2	R3	R4
部活動指導員数	18人	24人	28人	26人	29人
配置校数	12校	15校	17校	16校	16校

陸上1	バレーボール2	バスケットボール5	サッカー3	軟式野球1	柔道2	剣道2
ソフトテニス1	卓球4	空手道1	合唱3	茶道1	吹奏楽2	演劇1

## 3 国の動向

### (1) 中学校の運動部活動を取り巻く状況

#### ○スポーツ庁発表資料より

	昭和61年	令和3年	昭和48年	令和3年
生徒数	約589万人	約296万人	出生数	約209万人
学校数	10,517校	9,230校		
教員数	約28万人	約23万人		

#### ○本市中学校の部員数と部活動数

	平成22年	令和3年
生徒数	12,926人	12,200人
運動部数	412部	431部
運動部員数	8,697人	7,763人
文化部数	46部	50部
文化部員数	1,539人	1,873人

### (2) 「運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言」の概要、今後の課題

#### ①概要

- ・ 休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- ・ 目標時期：令和5年度から令和7年度末を目標
- ・ 平日の運動部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証し推進

#### ②今後の課題

- ・ 地域での実施主体となるスポーツ団体等の整備充実
- ・ 指導者の確保と指導力の向上
- ・ 大会の在り方 (参加資格の学校単位限定、教員の大会運営 等)
- ・ 地域での実施主体に支払う会費等の負担
- ・ 保険の在り方 (地域移行後の補償内容の充実)

## 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

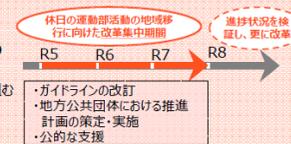


意識と課題	意義	課題
運動部活動の意識と課題	○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 ○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感を醸成。	○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年94万人> ○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増> ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応
○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月)：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年9月)：令和5年度以降、休日の部活動の段階的・地域移行を図る ○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたって我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。  
○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と伴の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。  
○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする  
○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標 (合意形成や条件整備等のために時間を要する場合には、地域の実情等にに応じ可能な限り早期の実現を目指す)  
○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進  
○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む  
○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



新たなスポーツ環境	大会
・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体・特定種目だけでなく、生徒の状況に合わせた機会を確保 ・先進的に取り組んでいる事例をまとも提供	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等 ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進	会費や保険 ・困難する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等 ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲、能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設 ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託	

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて段階的に取り組むことが望ましい。  
※公立及び私立の高等学校については、義務教育を終了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

### (3) 部活動指導を希望する教員が休日も指導できる仕組みづくり (兼職兼業)

- ①根拠法令
  - ・ 地方公務員法第38条
  - ・ 教育公務員特例法第17条
- ②労働時間
  - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内
  - ・ 勤務状況の把握 (勤務報告書等)
- ③その他
  - ・ 部活動ガイドラインを遵守した業務とする

### (4) 調査研究校における総合型地域スポーツクラブとの連携

中学校部活動改革サポート事業 (部活動地域移行型) 大分県事業

#### 大分市立野津原中学校

- ・ 令和3年4月から、休日のみならず平日を含めた全ての運動部活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行
- ・ 中体連主催の大会については、引き続き学校部活動として参加
- ・ 休日の練習試合等はクラブの活動として参加

運営主体：総合型地域スポーツクラブ (NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ)	
活動場所：野津原中学校 (生徒数63人)	
活動頻度：平日4日、休日1日	
競技種目：硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール	
指導者：クラブの指導者	謝金：1,600円/1時間
参加者：25名	参加費：0円

# 中学校における部活動の現状と今後の在り方について

## ■総合型地域スポーツクラブとは

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブです。子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

我が国における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成29年7月には、創設準備中を含め3,580クラブが育成されています。それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

## ■大分市内の総合型地域スポーツクラブ

クラブ名	校区・地区
	会員数(R3.9.1時点)
①NPO法人 七瀬の里Nクラブ 設立：平成16年4月29日	野津原地区
	549名
②ひしのみクラブ 設立：平成19年3月25日	金池、長浜、碩田校区
	50名
③NPO法人 川添なのはなクラブ 設立：平成19年3月31日	川添校区
	5,978名
④NPO法人 わいわい夢クラブ 設立：平成19年4月28日	東大分校区
	383名
⑤NPO法人 賀来衆倶楽部 設立：平成20年3月23日	賀来校区
	259名
⑥NPO法人 おおみちふれあい 設立：平成20年3月30日	大道校区
	102名
⑦OZAI元気クラブ 設立：平成23年3月26日	大在地区
	174名
⑧みんなの明治クラブ 設立：平成23年3月26日	明治地区
	238名

クラブ名	校区・地区
	会員数(R3.9.1時点)
⑨明ゆうクラブ 設立：平成23年3月26日	明野地区
	71名
⑩西の台あいあい 倶楽部 設立：平成24年3月24日	西の台校区
	103名
⑪判田すこやか倶楽部 設立：平成25年3月16日	判田校区
	65名
⑫NPO法人 わさだ夢クラブ 設立：平成24年11月1日	植田校区
	140名
⑬NPO法人 滝尾百穴クラブ 設立：平成26年3月2日	滝尾地区
	238名
⑭佐賀関うみねこクラブ 設立：平成29年3月23日	佐賀関地区
	63名
⑮東植田地域 クローバークラブ 設立：平成29年4月1日	東植田地域
	310名